

復興基金と
主要加盟国のデジタル政策
EU デジタル政策の最新動向（第4回）

2023年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに	1
I 「デジタル化の10年間への道」	2
1 「デジタル・コンパス2030」を法制化する「デジタル化の10年間への道」	2
2 「デジタル化の10年間への道」の概要	2
(1) 目的と目標	2
(2) ガバナンス	3
(3) 多国間プロジェクト	4
(4) EDICs	6
(5) 加盟国による情報提供	7
II 主要加盟国のデジタル分野の復興計画の内容とその実施状況	8
1 復興計画	8
2 ドイツ	9
(1) ドイツの復興計画	9
(2) 主要な政策	9
(3) 欧州委員会の評価	11
(4) 実施状況	12
3 フランス	12
(1) フランスの復興計画	12
(2) 主要な政策	13
(3) 欧州委員会の評価	15
(4) 実施状況	16
4 イタリア	17
(1) イタリアの復興計画	17
(2) 主要な政策	18
(3) 欧州委員会の評価	20
(4) 実施状況	21
5 スペイン	22
(1) スペインの復興計画	22
(2) 主要な政策	23
(3) 欧州委員会の評価	26
(4) 実施状況	27

〈表目次〉

表 1. デジタル化対策に関わるドイツの復興計画の内容	9
表 2. ドイツの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況	10
表 3. デジタル化対策に関わるフランスの復興計画の内容	13
表 4. フランスの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況	13
表 5. デジタル化対策に関わるイタリアの復興計画の内容	17
表 6. イタリアの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況	18
表 7. デジタル化対策に関わるスペインの復興計画の内容	22
表 8. スペインの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況	23

はじめに

欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」と並ぶ成長の柱としてデジタル化の推進を掲げ、2020年の「Shaping Europe's digital future」や、2021年の「デジタル・コンパス 2030」といった政策文書にて人口知能（AI）の利活用に関する規制の整備やサイバーセキュリティ対策を含む主要な政策方針を示してきた。ジェトロは2021年10月公表の調査レポート「[EU デジタル政策の最新概要](#)」にて、これら政策のポイントを概説している。同レポート以降も、関連する重要法案の発表や、EU 理事会（閣僚理事会）および欧州議会での審議の進展による法案成立の動きが進んでいる。そこで本シリーズでは、最近の進展の中でも特に注目度の高いデジタル化関連法案などについてまとめ、都度発信してきた。第1回では2022年2月に発表された半導体法案を中心としたEUの半導体関連政策、第2回はEUの産業データ政策について2022年6月に施行されたデータガバナンス法および同2月に発表されたデータ法案、第3回は2022年11月にそれぞれ施行されたデジタルサービス法案(DSA)およびデジタル市場法案(DMA)を取り上げた（「[EU デジタル政策の最新動向（全4回報告）](#)」参照）。

シリーズ最終回となる今回は、まず「デジタル・コンパス 2030」の目標達成のために法制化され、2023年1月8日に施行された「デジタル化の10年間への道」を概観する。さらに、新型コロナウイルス危機からの復興基金を得るためにEU主要加盟国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン）が策定した復興計画にスポットを当てることで、これらの国々のデジタル政策の方向性と進捗状況を確認する。

本レポートの内容は別途表記がない限り、2023年2月28日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2023年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

1 「デジタル化の10年間への道」

1 「デジタル・コンパス 2030」を法制化する「デジタル化の10年間への道」

欧州委員会は2021年3月に「デジタル・コンパス 2030」¹と題するコミュニケーション（政策文書）を発表し、2030年までにEUのデジタル変革を成功させるためのビジョン、目標、手段を示した²。

この目標達成のために、「デジタル化の10年間への道（Path to the Digital Decade）」と名付けられた、2030年までの政策プログラムを法制化するための決定案が、2021年9月15日に欧州委員会により提案された³。同法案は、2022年7月13日に、欧州議会とEU理事会の間で内容についての合意が成立し、欧州議会は11月24日に、EU理事会は12月8日に、それぞれ採択された。同決定は、12月14日の署名を経て、12月19日にEU官報に掲載され、2023年1月8日に施行された。

「デジタル化の10年間への道」は、「デジタル・コンパス 2030」に沿って、EU全体が2030年までに達成すべき具体的な数値目標を設定し、その目標を達成するための、EUと加盟国との間の協力を制度化したガバナンスを創設する。さらに、EUと加盟国が、目標を実現するために財源をプールして、多国間プロジェクトを展開し、運用することを容易にするために、加盟国、欧州委員会、官民の投資家等が出資できる、「EDIC」と呼ばれる法人格を創設する。

2 「デジタル化の10年間への道」の概要⁴

(1) 目的と目標

一般的な目的（第3条）と数値目標（デジタル目標）（第4条）を定めている。数値目標の内容は、デジタル・コンパス 2030の数値目標と大体同じであるが、一部追加修正されている。

第4条：デジタル目標

欧州議会、EU理事会、欧州委員会、加盟国は、以下のデジタル目標をEUで2030年までに達成するために協力しなければならないとしている。なお、欧州委員会は、2026年6月30日までに、デジタル目標と関連する定義を見直すとしている。

①ジェンダーバランスの取れた、デジタルに習熟した人口と高度に熟練したデジタル専門家について

(a) 16歳から74歳までの人口の少なくとも80%以上が、基本レベル以上のデジタ

¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS
2030 Digital Compass: the European way for the Digital Decade, COM(2021)118 final/2

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0118%2801%29&qid=1670510544831>

² 「デジタル・コンパス 2030」の内容については、ジェトロの発行した「EU デジタル政策の最新概要」（2021年10月）pp.9-12で詳しく解説されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/0a88cad7cdac3e5a/20210038.pdf

³ Proposal for a DECISION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing the 2030 Policy Programme “Path to the Digital Decade”, COM/2021/574 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021PC0574&qid=1670511131010>

⁴ DECISION (EU) 2022/2481 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 establishing the Digital Decade Policy Programme 2030

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32022D2481>

ルスキルを持つ。

- (b) 少なくとも 2,000 万人以上の情報通信技術 (ICT) 専門家が EU 域内で雇用されている。ICT 分野への女性のアクセスを促進し、ICT 分野の卒業生の数を増加させる。
- ② 安全で、回復力があり、高性能で、持続可能なデジタルインフラについて
 - (a) 技術的中立性を原則として、固定された場所にいるすべてのエンドユーザーは、ネットワークの終端地点までギガビットネットワークでカバーされ、人口密集地域はすべて、少なくとも第 5 世代移動通信システム (5G) と同等の性能を備えた次世代高速無線ネットワークでカバーされる。
 - (b) 環境の持続可能性に関する EU 法に従った上で、EU 域内における最先端の半導体の生産額を、世界生産額の少なくとも少なくとも 20%にする。
 - (c) 少なくとも 1 万台以上の、気候中立で、高度に安全なエッジノードを、企業の立地にかかわらず、低遅延 (数ミリ秒) でデータサービスへのアクセスが保証されるような方法で、EU 域内で展開する。
 - (d) 2025 年までに、量子加速を備えた EU 初のコンピュータを域内に導入し、2030 年までに EU が量子能力の最先端に立つ道を開く。
- ③ 企業のデジタル変革
 - (a) EU 企業の少なくとも 75%が、その事業に沿って、クラウドコンピューティングサービス、ビッグデータ、人工知能 (AI) のうち、ひとつ以上を採用する。
 - (b) EU の中小企業、微細企業の 90%以上が、少なくとも基本レベルのデジタル活用度に達している。
 - (c) 革新的なスケールアップ (スタートアップの次の段階としての規模拡大) の成長を促進、資金へのアクセスを改善し、ユニコーン企業 (企業価値 10 億米ドルを超えるスタートアップ企業) の数を 2 倍以上にする。
- ④ 公共サービスのデジタル化
 - (a) 主要な公共サービスは、100%オンラインアクセスが可能で、EU 内の市民、企業が、オンラインで行政とやりとりすることが可能である。
 - (b) EU 市民の 100%が電子医療記録にアクセスできる。
 - (c) EU 市民の 100%が、EU 全体で認識される安全な電子 ID (eID) 手段にアクセスでき、ID に基づく取引と共有されている個人データに対する完全なコントロールを持つ。

(2) ガバナンス

第 3 条と第 4 条の目標を達成するためのガバナンスは、加盟国によるロードマップ作成 (第 7 条)、欧州委員会による進捗のモニタリングと予測される各目標達成に向けた軌道作成 (第 5 条)、年次報告書における問題の特定と勧告 (第 6 条)、問題対処のための欧州委員会と加盟国、加盟国間の協力、加盟国の予測コースからの大幅な、あるいは継続的な逸脱が発生した場合の、欧州委員会とその加盟国が解決策に合意するための制度化された対話 (第 8 条) などによって構成されている。

第5条：進捗のモニタリング

- 欧州委員会は、デジタル経済社会指標（DESI）⁵に基づいて EU の進捗をモニタリングする。また、実施法で、各デジタル目標の KPI（Key Performance Indicator）を設定する。
- 加盟国は、必要な統計とデータを適時に欧州委員会に提出する。
- 欧州委員会は、加盟国と密接に協力して、EU レベルで予測される各デジタル目標の達成に向けた軌道を作成する。

第6条：デジタル化の10年間の報告書

欧州委員会は、EU のデジタル変革の進捗状況の報告書（Report on the Digital Decade: デジタル化の10年間の報告書）を毎年作成する（以下、年次報告書）。年次報告書では、EU レベルでのデジタル化に向けた進捗状況の評価の他に、一般的な目的とデジタル目標を達成するための特定の加盟国における進捗が不十分な分野について、重大なギャップと不足を特定し、政策等の勧告を行う。

第7条：加盟国のロードマップ

加盟国は、2023年10月9日までに、国別のロードマップを欧州委員会に提出しなければならない。

第8条：欧州委員会と加盟国の協力メカニズム

- 欧州委員会と加盟国が、デジタル目標を達成するための進捗状況が不十分であるとみなす分野、またはデジタル化の10年間報告書によって、重大なギャップと不足があることが明らかになった分野の問題に対処する方法を特定するために、欧州委員会と加盟国は、密接に協力しなければならないことを定めている。
- 対象となった加盟国は、第2回のデジタル化の10年間報告書発表から5か月以内に、その後は、2年ごとに、対応策を含む国別のロードマップの修正版を欧州委員会に提出しなければならない。
- 協力の一環として、欧州委員会と加盟国、あるいは2カ国以上の加盟国は、共同のコミットメントや、3カ国以上の加盟国による多国間プロジェクトの設立などを行うことができる。また、加盟国は、特定の政策に関する他の加盟国によるピアレビューを求めることができる。
- 国別の予測される軌道からの大幅な、あるいは継続的な逸脱が発生した場合、欧州委員会と加盟国は、制度化された対話を開始することができる。制度化された対話は、合意に基づく結論を出すものとし、対象となった加盟国はフォローアップの際に、この結論を考慮されなければならない。

(3) 多国間プロジェクト

第3条の一般的な目的と第4条のデジタル目標達成を容易にするため手段の一つとして、複数の加盟国によるプロジェクトを行う場合の条件が定められている。

⁵ デジタル経済社会指標（Digital Economy and Society Index）欧州委員会は、2014年以來、加盟国のデジタル化の進捗状況を、DESIを利用してモニターしている。DESI 2022は、人的資本、接続性、デジタル技術の統合、デジタル公共サービスの4要素、10のサブ要素、32指標によって構成されており、4要素は、「デジタル目標」の4項目と整合している。DESI 2022の構成については、Digital Economy and Society Index (DESI) 2022 Methodological Note p.4 参照。 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/desi>

第 10 条：多国間プロジェクトの設立目的

- 多国間プロジェクトは、一般的な目的とデジタル目標達成を容易にするものでなければならない。
- 多国間プロジェクトは、一般的な目的の達成に向けた EU および加盟国間の協力強化、EU の技術力強化、EU のデジタルサプライチェーンにおける弱点、依存への対処、安全なデジタル・ソリューションの拡大と促進、インクルーシブで持続的なデジタル化移行への貢献、市民のデジタルスキルの向上など特定の目標を達成することを目的としなければならない。
- 附属書で、次の分野が、多国間プロジェクトを設立できる分野の例としてあげられている。
 - (a) 欧州共通のデータインフラとサービス。
 - (b) 次世代の信頼できる低電力プロセッサ開発。
 - (c) 5G 回廊の欧州全体での展開。
 - (d) スーパーコンピュータと量子コンピュータの取得。
 - (e) 超安全な量子および宇宙ベースの通信インフラの開発と展開。
 - (f) セキュリティ・オペレーション・センターのネットワークの展開。
 - (g) 接続された行政。
 - (h) 欧州のブロックチェーン・サービス・インフラ。
 - (i) 欧州デジタルイノベーションハブ (EDIH: European digital innovation hub)
 - (j) デジタルスキルのためのハイテクパートナーシップ。
 - (k) サイバーセキュリティのスキルと訓練。
 - (l) 第 11 条の要件を満たし、社会的、経済的、環境的発展により、一般的な目的を達成するために必要となる、その他のプロジェクト。
- 多国間プロジェクトは 3 カ国以上の加盟国の参加によって、行われなければならない。
- 欧州委員会は、加盟国に対し、多国間プロジェクトを提案あるいは参加することを勧告できる。

第 11 条：多国間プロジェクトへの参加と実施方法

- 多国間プロジェクトは、EU のプログラム、投資スキームを、各設置法が許す限り、利用することができる。
- EU のデジタル化移行を支援する EU のプログラムに参加している場合、EU 域外の国も、多国間プロジェクトに参加することができる。
- 他の官民の組織も、多国間プロジェクトに参加することができる。
- 多国間プロジェクトを実施するための方法として、次の方法を利用することができる。
 - (a) 共同事業
 - (b) 欧州研究インフラストラクチャー・コンソーシアム
 - (c) EU の外局
 - (d) 参加加盟国による独立した事業

- (e) EU 機能条約第 107 条(3)(b)に基づく IPCEI (Important Projects of Common European Interest : 欧州共通の利益に基づく重要プロジェクト)
- (f) 第 13 条から第 21 条で定める欧州デジタルインフラ・コンソーシアム (EDIC)
- (g) 他の適切な方法

第 12 条 : 多国間プロジェクトの促進

欧州委員会は、多国間プロジェクトを促進するために、多国間プロジェクトの実施をコーディネートできることが定められている。

(4) EDICs

多国間プロジェクト実施方法の一として、欧州デジタルインフラ・コンソーシアム (European Digital Infrastructure Consortium、以下 EDIC) という制度が導入される。

第 13 条 : EDIC の目的と地位

- 加盟国は、多国間プロジェクトを、EDIC を設立して実施できる。
- 公共団体や、公的サービスの目的を持つ民間団体が、加盟国を代表することが可能である。
- EDIC は、設立を認める欧州委員会の決定発効日より法人格を持つ。
- EDIC は、各加盟国において、加盟国法によって法人に認められ最も幅広い法的能力を持つ。
- EDIC は、参加加盟国の一つに法定所在地を持つ。

第 14 条 : EDIC の設立

EDIC の設立は、加盟国の申請に基づき、欧州委員会が、審査を行った後、設立を認める決定を採択する。欧州委員会は、決定を EU 官報に掲載し、設立された EDIC のリストを公開、更新する。

第 15 条 : EDIC の構成員

- EDIC は、3 カ国以上の加盟国によって構成されなければならない。
- 構成する加盟国は、金銭的または非金銭的貢献を行い、議決権を持つ。
- 設立後、EDIC の定款に定める条件に従い、他の加盟国が参加することができる。
- 金銭的または非金銭的貢献を行わない加盟国は、議決権を持たないオブザーバーとして参加できる。
- EU 加盟国以外の国、国際機関、公的機関、民間団体を含む、加盟国以外の組織も参加できる。
- EU 加盟国以外の組織が参加する場合、その貢献割合にかかわらず、参加加盟国は、参加加盟国全体として、常に総会における議決権の過半数を持つものとする。

第 16 条 : EDIC のガバナンス

- EDIC は、機関として、総会 (assembly of members) と理事長 (director) を置く。
- 総会は、参加加盟国、その他の参加組織、欧州委員会によって構成され、予算の採択を含む全決定権を持つ。
- 理事長は、総会によって、EDIC の執行機関及び法的代表として任命される。
- 欧州委員会は、総会における議決権を持たないが、EU のプログラムが金銭的な貢献

をしている場合、貢献している部分の決議に関して、拒否権を持つ。

第 17 条 : EDIC の定款

- EDIC の定款には、少なくとも次の事項が含まなければならない。
 - (a) 構成員およびオブザーバーのリスト、構成員および代表の変更手続き、非参加加盟国が参加する権利。
 - (b) 多国間プロジェクトの詳細な説明、構成員の役割、プロジェクトの時間軸。
 - (c) EDIC の法的所在地と名称。
 - (d) 第 20 条に基づく存続期間と解散手続き。
 - (e) 第 18 条に基づく債務に対する責任体制。
 - (f) 予算に対する貢献義務を含む、構成員の権利と義務。
 - (g) 構成員の議決権。
 - (h) インフラ、知的財産権、利益、その他の資産に関する所有権のルール。
 - (i) ホスト加盟国がその EDIC を国際機関、国際組織と見なすと宣言している場合の情報。
- (c), (d), (e), (i)について定款を変更する場合、第 14 条に基づく欧州委員会の承認が必要である。
- その他の事項に関する定款の変更は、採択後 10 日以内に欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、60 日以内に、変更に反対することができる。

第 18 条 : EDIC の責任

- EDIC は、負債に責任を持つ。
- 構成員の負債に対する金銭的責任は、それぞれの貢献を上限とする。
- 定款で、構成員のそれぞれの貢献を超えた、一定の負債に対する責任あるいは無限責任を定めることができる。
- EU は、EDIC のいかなる負債に対する責任も負わない。

第 19 条 : 適用法

- 設立と内部機能には、(a)EU 法、特に本決定、(b)EU 法（特に本決定）が規制していない事項については、法的所在地の加盟国法、(c)定款とその施行ルール、が適用される。

第 20 条 : 解散

- 解散手続きは、定款で定めること、支払い不能に陥った場合には、法定所在地の加盟国の破産法が適用されることを定めている。

第 21 条 : 報告とコントロール

- 技術的な活動の記述と財務報告を含む、年次活動報告書を作成し、総会における承認後、欧州委員会に送付すること、公開することを定めている。

(5) 加盟国による情報提供

- 第 22 条では、欧州委員会が本決定、特に第 7 条、第 8 条を実施するために必要な情報提供の要請を行なった場合、加盟国は情報を提供しなければならないことを定めている。

II 主要加盟国のデジタル分野の復興計画の内容とその実施状況

1 復興計画

EU は、2021 年に、新型コロナウイルス危機からの復興を目的とした総額 7,500 億ユーロ規模（2018 年基準）の復興基金が設置。復興基金のうち 6,725 億ユーロ（返済不要の補助金 3,125 億ユーロおよび融資 3,600 億ユーロ）は、加盟国への支援制度である復興レジリエンス・ファシリティー（RRF）に当てられた。制度から資金を得るために、各加盟国は、復興レジリエンス計画（以下、復興計画）を欧州委員会に提出し、審査を受けた上で、理事会実施決定というかたちで EU 理事会の承認を受ける必要がある。復興計画の内容の 37% 以上をグリーン化対策、20% 以上をデジタル化対策に割り当てることが求められている。

加盟国に対する復興基金からの補助金および融資の支払いは、補助金および融資の約 13% 分を占める前払い分を除き、復興計画の実施成果に基づいて行われる。復興計画（理事会実施決定）には、加盟国が実施予定の投資および改革に関する政策と、各政策の実施時期および実施時期ごとに達成すべき質的目標であるマイルストーンと量的目標であるターゲット（以下、合わせて成果目標）が設定されている。加盟国は、復興計画に基づき、投資・改革政策を実施し、成果目標を達成した上で、補助金および融資の支払いを欧州委員会に申請する。欧州委員会は、成果目標の達成状況を審査し、達成されていると評価した場合に、その評価を理事会の下部組織である経済財政委員会に送る。欧州委員会は、経済財政委員会の意見を考慮した上で、最終的に支払いを実施する。加盟国は、各政策の実施時期に関して、復興計画に記載された時期より遅れて実施することは認められるが、成果目標に関しては、2026 年 8 月 31 日までに全て達成し、欧州委から支払いを同年 12 月 31 日までに受けることが求められる。

以下、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの復興計画中の、デジタル化対策の部分の内容と欧州委員会の評価、実施状況を概観する。各加盟国のデジタル化対策の進捗状況（表 2、表 4、表 6、表 8）に関して、色付けがされている項目は、加盟国が当該成果目標を達成した上で、欧州委に支払いを申請し、欧州委により成果目標の達成が確認されている項目を表す。また、成果目標達成予定時期に同一四半期が複数記載されている項目は、当該四半期に達成すべき成果目標が複数設定されていることを表す。

なお、各加盟国の復興計画に対する欧州委員会の評価は、RRF 設置規則⁶の附属書 VII「デジタル化に関する政策のタグ付けの方法」の 7 つの重要分野（接続性、デジタル関連の研究開発投資、人的資本、電子政府・公共サービスのデジタル化、企業のデジタル化、デジタル能力と先端技術展開への投資、デジタル分野のグリーン化）と、DESI 2020 における各加盟国の評価を軸として行われている。

DESI 2020 は、2019 年のデータを基に作成されているため、英国（第 8 位）が入っており、28 カ国の比較となっている。DESI 2020 は、人的資本、接続性、インターネットサービスの利用、デジタル技術の統合、デジタル公共サービスの 5 要素、12 のサブ要素、37 指

⁶ Regulation (EU) 2021/241 of the European Parliament and of the Council of 12 February 2021 establishing the Recovery and Resilience Facility <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/241/2021-02-18>

標によって構成されている⁷。「デジタル化に関する政策のタグ付けの方法」の7つの重要分野は、DESIの要素と密接な関係があり、前記「デジタル化の10年間への道」における、欧州委員会による加盟国の進捗状況評価方法と同様に、DESIを利用して加盟国の政策を評価できるようになっている。

2 ドイツ

(1) ドイツの復興計画

ドイツの復興計画は、2021年4月28日に提出され、同年7月13日にEU理事会の承認を受けた⁸。ドイツの復興計画の内容は、40分野における政策で構成されている、総額256億ユーロの補助金で、うち、少なくとも42%がグリーン化対策、少なくとも52%がデジタル化対策に向けられている。ドイツの復興計画は、10項目に分けられており、その内、デジタル化対策は、6項目に含まれている（表1参照）。

表 1. デジタル化対策に関わるドイツの復興計画の内容

項目 番号	項目	予算総額 (百万ユーロ)	デジタル化 対策への割り当てと して認められる額 (百万ユーロ)
2.1	将来の原料としてのデータ	2,684	2,684
2.2	経済のデジタル化	3,019	2,664
3.1	教育のデジタル化	1,206	1,206
4.1	社会的包摂の強化	1,174	319
5.1	パンデミックに耐えうる医療制度の強化	4,434	3,684
6.1	行政の現代化	2,920	2,920
	合計	15,437	13,476

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Germany Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany SWD/2021/163 final/2 p.59 Table 7 より抽出
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=SWD%3A2021%3A163%3AREV1&qid=1626959016062>

(2) 主要な政策

ドイツのデジタル化対策関連の予算規模上位15項目は、表2の通りである。

⁷ DESIを構成する要素は随時見直されており、2021年以降は「インターネットサービスの利用」がなくなった。DESI 2020の構成については、Digital Economy and Society Index (DESI) 2020- Methodological Note p.4 参照。
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/digital-economy-and-society-index-desi-2020>

⁸ Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany, ST10158/21 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10158-2021-INIT/en/pdf>

表 2.ドイツの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況

項目 番号	内容	デジタル化 対策関連予 算（百万ユ ーロ）	成果目標達成予定時期 （年、四半期）			
2.1.1.13	連邦政府のデータリテラシー：各省にデータラボ、チーフデータサイエンティストを設置する。	201	2022 Q4	2026 Q3	2026 Q3	
2.1.2	マイクロエレクトロニクスと通信技術に関する IPCEI（欧州共通の利益に基づく重要プロジェクト）に関し、ドイツからの参加企業を支援する。	1,500	2021 Q2	2022 Q4	2026 Q3	
2.1.3	次世代クラウド産業基盤とサービスに関する IPCEI に関し、ドイツからの参加企業を支援する。	750	2022 Q4	2024 Q4	2026 Q3	2026 Q3
2.2.1.1	自動車メーカー・サプライヤー業界の投資プログラム：製造工程のエネルギー効率を改善し、デジタル化をすることを目的とした、将来に備えた中小企業による投資を支援する。	650	2021 Q1	2023 Q1	2026 Q3	
2.2.1.2	自動車メーカー・サプライヤー業界の投資プログラム：製造工程のデジタル化とインダストリー4.0の分野における研究開発プロジェクトを支援する。	427	2021 Q1	2023 Q1	2026 Q3	
2.2.1.3	自動車メーカー・サプライヤー業界の投資プログラム：自動運転、革新的なパワートレインと軽量化の分野における研究開発プロジェクトを支援する。	393	2021 Q1	2023 Q1	2026 Q3	
2.2.3	ドイツ軍のデジタル化・技術研究所の研究開発活動を支援する。	588	2021 Q1	2023 Q4	2024 Q2	2026 Q3 x2
2.2.4	「ドイツデジタル鉄道」の展開を加速するために、古い信号ボックスと踏切保護システムを最新のデジタル世代のセキュリティシステムに置き換えるソリューションを開発し、鉄道のデジタル化を促進する。	500	2020 Q4	2021 Q2	2021 Q4	
3.1.1	全ての教員にモバイルデジタルデバイスを貸与する。	420	2021 Q1	2022 Q1	2025 Q4	

3.1.2	デジタル手段を使用して、個人ごとの学習の全段階に渡って、学習者の能力開発をサポートする、ドイツ初の全国教育プラットフォームを開発、確立する。	529	2022 Q1	2023 Q3	2024 Q3	
4.1.3	中小企業に対する見習い生の採用と、その維持を支援する。	290	2021 Q3	2022 Q4	2022 Q4	
5.1.1	保健所のデジタル化のレベルと IT システムの相互運用性を高めて、保健所を公衆衛生制度の他のアクターと接続することにより、保健所を現代化する。	684	2021 Q1	2024 Q1	2026 Q3	
5.1.2	基金を創設し、病院が、デジタルインフラ、緊急対応能力、遠隔医療、ロボット、サイバーセキュリティの改善を行うなどの、将来に備えた現代化プロジェクトを行う際の財政的支援を行う。	3,000	2022 Q2	2023 Q4	2026 Q3	
6.1.2	行政のデジタル化：オンラインアクセス法で定める通り、2022年までに行政サービスをデジタルで利用可能にする。	2,521	2021 Q3	2021 Q4	2022 Q4	
6.1.3	行政のデジタル化：登記所を相互に接続し、異なる登記所に申請することなく、1回の申請で完結するようにする。	231	2023 Q4	2023 Q4	2025 Q4	

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Germany Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany SWD/2021/163 final/2 pp.72-72 より抽出。内容は、ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany, ST10158 /21 ADD 1 により補足。
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10158-2021-ADD-1/en/pdf>

(3) 欧州委員会の評価

復興計画の評価の背景として、デジタル化対策に関するドイツの状況について、欧州委員会は、次のように評価している⁹。ただし、2020年、2019年のデータを基に2021年第1四半期に行なった評価である点に留意する必要がある。

- 経済の強さと比較して、デジタル化は弱点である。2020年のデジタル経済社会指標 (DESI) によると、ドイツはEU加盟国中上から第12番目である¹⁰。DESIの5評価基準のうち、接続性、人的資本、インターネットサービスの利用は、EU平均を超えているが、デジタル技術の統合、デジタル公共サービスは、EUの平均以下である。
- 接続性に関しては、ドイツは5Gの準備で欧州をリードしており、高速回線の展開も進んでいるが、地域間の格差問題を抱えている。

⁹ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Germany Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany SWD/2021/163 final/2 pp.15-18

¹⁰ 2021年のデータに基づく DESI2022 では、ドイツは、27カ国中13番目である。
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/desi>

- ICT 専門家は、EU 平均より多いが、供給が不足しているため、国民のデジタルスキルを向上による潜在的可能性は高い。
- 中小企業のデジタル変革のペースは十分ではない。
- 公共部門のデジタルサービスの提供とオープンデータへの移行は遅い。

デジタル化対策に関わるドイツの復興計画の評価として、欧州委員会は、次のようにまとめている¹¹。

- デジタル化対策は、復興計画の総予算の半分以上を占めており、求められている 20% の目標をはるかに上回っている。
- 予算全体に占める割合が大きだけでなく、大部分の項目でデジタル化対策が重視されていることから、ドイツの復興計画は、デジタル化と、すべてのセクターに渡るデジタル化における課題への対策を明確に強調している。
- 復興計画の内容は、ドイツ連邦政府が 2018 年に採択したデジタル政策と一致している。また、EU の戦略的重点事項（スキル、インフラ、企業のデジタル化、行政サービスのデジタル化）に取り組んでいる。
- 企業のデジタル化については、ドイツにとって特に重要な産業部門である自動車産業に焦点を当てている。
- デジタル化対策に関する復興計画の措置は、デジタル化への移行によってもたらされる機会を十分に捉え、課題に対処する上で、ドイツに持続的な影響を与えらると思われる。
- 計画されているすべての政策の評価を考慮すると、ドイツの復興計画は、デジタル化への移行とその移行に起因する課題への対処に、大きく貢献することが期待される。

(4) 実施状況

ドイツの復興計画では、計画の進捗に応じて、5 回に分けて EU から補助金を受け取るとしているが¹²、2021 年 8 月 26 日に支払いを受けた前払金を除き、2023 年 2 月 28 日時点で、欧州委員会に対し、補助金の支払い請求を行っていないため、ドイツは欧州委員会に実施状況を報告していない¹³。

3 フランス

(1) フランスの復興計画

フランスの復興計画は、2021 年 4 月 28 日に提出され、同年 7 月 13 日に EU 理事会の承認を受けた¹⁴。フランスの復興計画の内容は、20 分野における改革と 71 分野における投資

¹¹ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Germany Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany SWD/2021/163 final/2 pp.58-62

¹² ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Germany, ST10158 /21 ADD 1 pp.67-74

¹³ The website of the European Commission: Recovery and Resilience Scoreboard – milestones and targets https://ec.europa.eu/economy_finance/recovery-and-resilience-scoreboard/milestones_and_targets.html?lang=en

¹⁴ Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France, ST10162/21 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10162-2021-INIT/en/pdf>

で構成されている、総額は 394 億ユーロの補助金で、内 46%がグリーン化対策、21%がデジタル化対策に向けられている。フランスの復興計画は、9 項目に分けられており、その内、デジタル化対策は、6 項目に含まれている（表 3 参照）。

表 3. デジタル化対策に関わるフランスの復興計画の内容

項目 番号	項目	予算総額 (百万ユーロ)	デジタル化 対策関連額 (百万ユーロ)
III	グリーンインフラとモビリティ	7,030	25
IV	グリーンエネルギーと技術	5,295	411
VI	技術主権	3,215	2,381
VII	国、地方、企業のデジタル化と文化部門 への支援	2,101	1,435
VIII	雇用、青少年、障がい者、職業訓練	7,478	1,293
IX	研究開発、医療、地域格差の解消	7,671	2,852
	合計	32,790	8,396

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of France Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France, SWD/2021/173 final, pp.23-24 Table 4 および pp.87-91 Annex より抽出 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021SC0173&qid=1624626969458>

(2) 主要な政策

フランスのデジタル化対策関連の予算規模上位 15 項目は、表 4 の通りである。

表 4. フランスの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況

項目 番号	内容	デジタル化対策 関連予算 (百万 ユーロ)	成果目標達成予定時期 (年、四半期)				
			2022 Q1	2022 Q4	2025 Q4		
C4.I3	投資支援基金による航空分野の企業の多様化、現代化、デジタル化、環境変革を促進するための投資支援、およびグリーン航空機技術の研究開発支援。	411	2022 Q1	2022 Q4	2025 Q4		
C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資支援：量子技術開発政策。	350	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4
C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資支援：産業と社会におけるサイバーセキュリティ能力強化政策。	200	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4

C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資 支援：幼稚園から大学までの教育の デジタル変革政策。	350	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4
C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資 支援：文化、クリエイティブ産業に おける技術革新、デジタル制作、普 及政策。	300	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4
C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資 支援：5Gの通信ネットワーク・ソ リューション開発と利用方法開発、 5Gを超える未来の通信技術（6G） への研究開発政策。	300	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4
C6.I2	重要デジタル技術開発のための投資 支援：競争力のあるクラウド・ソリ ューションの創造と、次世代クラウ ド産業基盤とサービスに関する IPCEIの実施政策。	300	2021 Q4	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q4	2024 Q4
C6.I3	革新的なビジネスの研究開発投資 （デジタル関連）に対する資金援 助。	225	2022 Q4	2024 Q4			
C7.I1	デジタルで事業を発展させるために 企業のデジタル変革を支援、中小・ 中堅企業を対象とした製造業のデジ タル投資に補助金を提供。	385	2022 Q1	2024 Q3			
C7.I2	国家公務員のワークステーションの アップグレード、市民や企業が多く 利用する行政手続きの電子化など の、国・地方自治体のデジタルプロ ジェクト支援。	500	2023 Q1	2023 Q3			
C8.I18	デジタル教育コンテンツ：仮想現実 などに基づく革新的な「没入型」モ ジュールを使用して行うトレーニング を支援。	304	2022 Q4	2023 Q4			
C8.I21	見習い制度と職業訓練の監督、資金 供給を担当する国家機関「フランス の技能（France Compétences）」 （デジタル関連）への資金注入。	300	2021 Q1	2023 Q4			

C9.I1	国の医療情報システムの展開を加速する投資、官民の医療セクターで使用されているソフトウェアの相互運用性と安全性への投資、医療関係者のデジタル移行支援。	2,000	2024 Q4	2024 Q4	2024 Q4		
C9.I5	100Mbps から 1Gbps 以上の高速ブロードバンドを民間投資が困難な地域に展開する投資。	240	2022 Q1	2023 Q4			
C9.I6	地方自治体や民間団体に所属するデジタルアドバイザーを訓練し、これらのデジタルアドバイザーが、ワークショップやトレーニングセッションを通じて、すべての人が日常のデジタルタスクを実行できるようにする。	250	2022 Q4				

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of France Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France SWD/2021/173 final pp.87-91 Annex より抽出。内容は、ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France, ST10162/21 ADD 1 により補足。 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10162-2021-ADD-1/en/pdf>

(3) 欧州委員会の評価

復興計画の評価の背景として、デジタル化対策に関わるフランスの状況について、欧州委員会は、次のように評価している¹⁵。ただし、2020年、2019年のデータを基に2021年第1四半期に行なった評価である点に留意する必要がある。

- フランスは、DESI 2020 で、EU 加盟国中上から第 15 番目である¹⁶。DESI の 5 評価基準のうち、デジタル公共サービスとデジタル技術の統合は、EU 平均を超えている。接続性、人的資本、インターネットサービスの利用は、EU の平均以下である。
- 接続性は、EU 加盟国中 18 番目である。農村地域、遠隔地における高速ブロードバンド（次世代アクセス）ネットワークのカバレッジが依然として低い。
- 人的資本は、EU 加盟国中 17 番目である。人口比で、基本的なデジタルスキル以上を持つ人の割合が低い。
- 企業によるデジタル技術の統合は、改善しているが、企業による情報通信技術の利用は、他の EU 加盟国と比べ低い。
- デジタル関連の研究開発投資に関して、魅力的で弾力的なスタートアップのネットワークが存在する。
- 高度なデジタル技術に関する EU の能力強化に積極的に取り組んでいる。

¹⁵ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of France Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France SWD/2021/173 final pp.16-19

¹⁶ 2021年のデータに基づく DESI2022 では、フランスは、27カ国中 12 番目である。

- デジタルセクターのグリーン化に関して、フランス政府は、デジタルクリーンテクノロジーセクターの成長を支援するための積極的な政策を講じている。
- デジタル分野のリーダーとして、国境を越えた多国間プロジェクトに大きく貢献する潜在的可能性を持っている。

デジタル化対策に関わるフランスの復興計画の評価として、欧州委員会は、次のようにまとめている¹⁷。

- 医療のデジタル化、技術主権への投資計画、国と地方のデジタル化がデジタル関連予算の半分以上を占めており、復興投資計画の 20%以上をデジタル化関連とする目標に大きく貢献している。
- デジタル移行支援政策は、多くの項目に含まれており、それぞれ特定のセクター、領域の課題に対応している。すなわち、接続性、デジタル関連の研究開発、人的資本、デジタル・インクルージョン、政府のデジタル化、医療のデジタル化、企業のデジタル化、デジタル能力と先端技術の展開、グリーン移行を支援する情報通信技術、計画中の 2 つの IPCEI などへの投資が復興計画に含まれている。
- 計画されているすべての政策の評価を考慮すると、フランスの復興計画は、デジタル移行とデジタル移行に起因する課題への対処に、大きく貢献することが期待される。

(4) 実施状況

フランスの復興計画では、計画の進捗に応じて、5 回に分けて、EU から補助金を受け取ることを予定している¹⁸。

フランスは、2021 年 11 月 26 日に、第 1 回目の補助金 74 億ユーロの支払い請求を欧州委員会に対して行なった。欧州委員会は、審査の結果、2022 年 1 月 26 日に、フランスの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表した¹⁹。補助金の支払いは、2022 年 3 月 4 日に実行された。

デジタル化対策関連では、第 1 回の支払いまでに 6 項目（表 4 の C6.I2 の全体で 1 項目として数えられている）の成果目標を達成している。表 4 に掲載された 15 政策項目中では、色の付いた 7 項目が含まれており、いずれも 2021 年中に達成する予定だった成果目標がすべて達成されているため、フランスの復興計画の実施は、予定通りに進んでいると言える²⁰。

¹⁷ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of France Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France SWD/2021/173 final pp.65-71

¹⁸ ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for France, ST10162 /21 ADD 1 pp.97-106

¹⁹ Positive preliminary assessment of the satisfactory fulfilment of milestones and targets related to the first payment request of 26 November 2021 submitted by France transmitted to the Economic and Financial Committee by the European Commission, dated 26 January 2021 https://commission.europa.eu/system/files/2022-01/c_2022_550_1_en_annexe_acte_autonome_nlw_part1_v2_002.pdf

²⁰ The website of the European Commission: Recovery and Resilience Scoreboard – milestones and targets https://ec.europa.eu/economy_finance/recovery-and-resilience-scoreboard/milestones_and_targets.html?lang=en

4 イタリア

(1) イタリアの復興計画

イタリアの復興計画は、2021年4月30日に提出され、同年7月13日にEU理事会の承認を受けた²¹。イタリアの復興計画の内容は、58分野における改革と132分野における投資で構成されている。補助金689億ユーロ、融資1,226億ユーロとなっており、内37.5%がグリーン化対策、25.1%がデジタル化対策に向けられている。イタリアの復興計画は6大項目と16中項目に分けられており、デジタル化対策は、大項目のすべて、中項目レベルでは13に含まれている（表5参照）。

表 5. デジタル化対策に関わるイタリアの復興計画の内容

大項目		中項目		予算総額 (百万ユーロ)	デジタル化 対策関連額 (百万ユーロ)
M1	デジタル化、革新、競争力、文化、観光	M1C1	行政のデジタル化、革新、セキュリティ	9,722	7,050
		M1C2	生産システムのデジタル化、革新、競争力	23,895	20,395
		M1C3	観光と文化 4.0	6,675	830
M2	グリーン革命、エコロジカルな移行	M2C1	循環型経済と持続可能な農業	5,265	446
		M2C2	再生可能エネルギー、水素、グリッド（電力網）、持続可能なモビリティ	23,778	1,444
		M2C4	国土と水源の保護	15,054	18
M3	持続可能なモビリティのためのインフラ	M3C1	鉄道網への投資	24,767	2,970
		M3C2	インターモダリティ（異なる交通手段の連携による輸送）と統合ロジスティックス	630	360
M4	教育と研究	M4C1	保育園から大学までの教育サービスの強化	19,436	3,573
		M4C2	研究からビジネスへ	11,440	3,910
M5	インクルージョンと格差是正	M5C1	雇用政策	6,660	2,420
		M5C2	社会インフラ、家計、地域、第三セクター	11,216	275

²¹ COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, ST10160/21 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10160-2021-INIT/en/pdf>

M6	医療	M6C1	地域医療のための地域ネットワーク、施設、遠隔医療	7,000	1,280
		M6C2	国民医療サービスの革新、研究、デジタル化	8,626	3,123
合計				174,16	48,094

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Italy Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, SWD/2021/165 final, p.71 Table 4.5.3 より抽出 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021SC0165>

(2) 主要な政策

イタリアのデジタル化対策関連の予算規模上位 16 項目は、表 6 の通りである。

表 6. イタリアの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況

項目番号	内容	デジタル化対策関連 予算 (百万ユーロ)	成果目標達成予定時期 (年、四半期)					
			2022 Q4	2024 Q3	2026 Q2			
M1C1-I1.1-1	最先端の完全冗長なクラウドベースのハイブリッドインフラを創設し、行政のデータとアプリをクラウド環境に移行する。	900	2022 Q4	2024 Q3	2026 Q2			
M1C1-I1.2-2	地方行政機関のデータ、アプリケーションの安全なクラウドへの移行を支援する。	1,000	2023 Q1	2024 Q3	2026 Q2			
M1C1-I3.1-34	司法組織革新の一部として、司法機関を強化し、異なる司法機関間の格差を克服するための人的資本を雇用する。	907	2021 Q4	2022 Q2	2022 Q4	2023 Q4	2024 Q2 x4	2026 Q2 x2
M1C2-I1-36	先進的な技術を利用した有形固定資産への投資に税額控除を適用する。	8,868	2021 Q4	2024 Q2	2025 Q2			
M1C2-I1-37	3D のモデラー、工場内通信システム、AI などの無形固定資産に税額控除を適用する。	1,914	2021 Q4	2024 Q2	2025 Q2			
M1C2-I3-42	1Gbps の高速通信ネットワークを民間投資が困難な地域に展開する。	3,864	2022 Q2	2023 Q4	2026 Q2	2026 Q2		
M1C2-I3-43	モバイルネットワークがカバーしていない地域あるいは 4G/5G ネットワークが計画さ	2,020	2022 Q2	2026 Q2	2026 Q2			

	れていない地域に、5G ネットワークを展開する。							
M2C2-I2.1-92	消費者が関与できるエネルギーの新たな供給の在り方を実現するためのスマートグリッドの強化に対する投資。	1,444	2022 Q4	2024 Q4	2026 Q2	2026 Q2		
M3C1-I1.4-149	欧州鉄道交通管理システム（ERTMS）欧州展開計画に基づいて、3,400 km の鉄道路線に ERTMS を装備するための投資。	2,970	2022 Q4	2024 Q4	2026 Q2			
M4C1-I3.2-178	教室を接続された学習環境を整備、デジタル専門家のためのワークショップ創設、学校運営のデジタル化、校舎の屋内配線と機器設置のための投資等により、イタリアの学校のデジタル移行を加速する。	2,100	2022 Q2	2025 Q4				
M4C2-I2.1-189a	イタリアの IPCEI 参加企業に対する支援予算を補完する。既存 IPCEI と、今後承認される IPCEI が対象。デジタル関連が 60% 以上のプロジェクトが条件。	900	2021 Q2	2022 Q2	2023 Q2	2025 Q2		
M4C2-I3.1-192	産業界と学界をつなぐ研究革新インフラ・プロジェクトに資金を提供する基金の設立。研究成果である科学知識の経済界への浸透を円滑にすることにより、革新を促進する。	1,580	2022 Q2	2023 Q2				
M5C1-I1.1-198	労働者の雇用可能性保証プログラムを創設し、積極的労働政策を実施する。	1,760	2021 Q4	2022 Q4	2025 Q4	2025 Q4	2025 Q4	
M6C1-I1.2-223	在宅医療患者を 65 歳以上の人口の 10% に拡大するためのハードウェアとサービスに対する投資、地域調整センターの創設、慢性疾患患者に対する遠隔医療を改善するための研究プロジェクト支援などを通じ、遠隔治療を大幅に拡大する。	1,280	2022 Q2	2022 Q2	2024 Q2	2023 Q4	2025 Q4	2026 Q2
M6C2-I1.1-224	旧式機器を先進的機器に入れ換えることによる大型医療関連機器の現代化、救急科と入院受付部門のプロセスのデジタル化、集中治療室および準集中治療室のベッド数の増加のための投資を行う。	1,450	2021 Q4	2022 Q2	2022 Q4	2024 Q4	2025 Q4	2026 Q2

M6C2- I1.3- 227	電子医療記録のインフラと利用を完全にデジタル化する投資と、イタリア全土で保証される医療サービスを監視するために、保健省のインフラ、技術・分析手段を強化する投資を行う。	1, 673	2025 Q4	2026 Q2	2026 Q2			
-----------------------	---	--------	------------	------------	------------	--	--	--

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Italy Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, SWD/2021/165 final, pp.94-103 Annex より抽出。内容は、REVISED Annex to the COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, ST10160/21 ADD 1 REV 2 により補足。
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10160-2021-ADD-1-REV-2/en/pdf>

(3) 欧州委員会の評価

復興計画の評価の背景として、デジタル化対策に関わるイタリアの状況について、欧州委員会は、次のように評価している²²。ただし、2020年、2019年のデータを基に2021年第1四半期に行なった評価である点に留意する必要がある。

- イタリアは、DESI 2020で、EU加盟国中上から第25番目である²³。接続性については、EU平均であり、デジタル公共サービスは、EU平均を4.5ポイント下回るとどまったが、人的資本、インターネットサービスの利用、デジタル技術の統合については、いずれも10ポイント以上EU平均を下回った。
- 国民のデジタルスキル改善は、イタリアにとって重要である。DESI 2020の人的資本に関し、イタリアは、EU加盟国中最下位であった。
- EUの中で経済規模の大きな国であり、EUの情報通信セクターで、大きなシェアを占めているにもかかわらず、企業のデジタル化のレベルは低いままである。DESI 2020のデジタル技術の統合に関し、イタリアは、EU加盟国中22番目であった。
- DESI 2020のデジタル公共サービスに関し、イタリアは、EU加盟国中19番目であった。2019-2020年に、デジタル公共サービスの内容は拡大したが、公共機関と一般市民との間のオンラインでのやり取りのレベルは、依然として非常に低い。
- 高度なデジタル技術に関して、イタリアはEUの技術主権を確立するための競争の重要なプレーヤーであり、さらに活用できる可能性のある多くのリソースとイニシアティブを持っている。

デジタル化対策に関わるイタリアの復興計画の評価として、欧州委員会は、次のようにまとめている²⁴。

- イタリアの復興計画は、全体として、EUのデジタル戦略の主要な目的と、欧州委員会が、ヨーロッパ・セメスターの一環として策定した2021年版の持続可能な成長に関する年間戦略で設定した、デジタルに関連する優先事項と一致しているようで

²² COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Italy Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, SWD/2021/165 final, pp.20-24

²³ DESI 2020におけるイタリアの総合順位は、28カ国中25番目で、2021年のデータに基づくDESI2022では、イタリアは、27カ国中18番目である。

²⁴ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Italy Accompanying the document Proposal for a COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, SWD/2021/165 final, pp.71-76

ある。

- イタリアは、復興計画を利用して、「デジタル化の10年間への道」で設定された2030年までのデジタル目標における、接続性に関する目標を達成することを計画している。
- 企業のデジタル化については、インダストリー4.0の関連技術の利用を促進することに焦点を当てている。
- 国民のデジタルスキル格差を縮小し、ソーシャル・インクルージョンを強化するための投資を計画している。
- 行政機関の野心的なデジタル化プログラムを計画している。
- 先進デジタル技術の研究開発促進と展開への投資を計画している。
- 計画されているすべての政策の評価を考慮すると、イタリアの復興計画は、デジタル移行とデジタル移行に起因する課題への対処に、大きく貢献することが期待される。

(4) 実施状況

イタリアの復興計画では、計画の進捗に応じて、返済不要の補助金について10回、融資について10回、EUから資金を受け取ることを予定している²⁵。

イタリアは、2021年12月30日に、第1回目の補助金100億ユーロと融資110億ユーロの支払い請求を欧州委員会に対して行なった。欧州委員会は、審査の結果、2022年2月28日に、イタリアの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表した²⁶。支払いは、2022年4月13日に実行された²⁷。

また、2022年6月29日に、第2回目の補助金100億ユーロと融資110億ユーロの支払い請求を欧州委員会に対して行なった。欧州委員会は、審査の結果、2022年9月27日に、イタリアの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表した²⁸。支払いは、2022年11月8日に実行された。

さらに、イタリアは2022年12月30日、第3回目の支払い請求（補助金と融資の合計190億ユーロ）を、欧州委員会に対して行った。こちらについては、2023年2月28日時点では、欧州委員会による審査の実施中とみられる。

デジタル化対策関連では、第2回までの支払いにおいて、30項目の成果目標を達成しており、表6に掲載された16政策項目中では、色の付いた、2021年第4四半期までに達成される予定の成果目標6項目と、2022年第2四半期までに達成される予定の成果目標9項目

²⁵ REVISED Annex to the COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Italy, ST10160/21 ADD 1 REV 2, pp.595-662

²⁶ Positive preliminary assessment of the satisfactory fulfilment of milestones and targets related to the first payment request of 30 December 2021 submitted by Italy transmitted to the Economic and Financial Committee by the European Commission, 28 February 2022

https://commission.europa.eu/system/files/2022-02/c_2022_1343_1_en_annexe_acte_autonome_nlw_part1_v1.pdf

²⁷ European Commission - Daily News 13/04/2022

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_22_2441

²⁸ Positive preliminary assessment of the satisfactory fulfilment of milestones and targets related to the second payment request submitted by Italy on 28 June 2022, transmitted to the Economic and Financial Committee by the European Commission, 27 September 2022

https://commission.europa.eu/system/files/2022-09/c_2022_6989_1_annexe_en.pdf

目が全て含まれているため、イタリアの復興計画の実施は、予定通りに進んでいると言える²⁹。

5 スペイン

(1) スペインの復興計画

スペインの復興計画は、2021年4月30日に提出され、同年7月13日にEU理事会の承認を受けた³⁰。スペインの復興計画の内容は、102分野における改革と112分野における投資で構成されている、補助金695億ユーロとなっており、内40%がグリーン化対策、28%がデジタル化対策に向けられている。スペインの復興計画は30項目に分けられており、デジタル化対策は、21項目に含まれている（表7参照）。

表 7. デジタル化対策に関わるスペインの復興計画の内容

項目 番号	項目	予算総額 (百万ユーロ)	デジタル化 対策関連額 (百万ユーロ)
1	持続可能な都市モビリティ	6,536	119
3	アグリフード（農産品・加工品）・水産	1,051	62
4	生態系と生物多様性	1,642	138
5	海岸と水資源	2,091	380
6	持続可能な長距離モビリティ	6,667	445
8	電力インフラ	1,365	546
11	行政	4,239	3,165
12	産業政策	3,782	952
13	中小企業への支援	4,894	3,680
14	観光	3,400	523
15	デジタル接続	3,999	3,999
16	人工知能（AI）	500	500
18	医療制度の改革	1,069	100
19	デジタルスキル	3,593	3,593
20	職業訓練	2,076	194
21	教育	1,648	147
22	介護・育児・看護などに関する経済、平等、インクルージョン	2,492	501

²⁹ The website of the European Commission: Recovery and Resilience Scoreboard – milestones and targets

³⁰ COUNCIL IMPLEMENTING DECISION on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, ST10150/21 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10150-2021-INIT/en/pdf>

23 労働市場	2,363	222
24 文化産業	325	96
25 オーディオビジュアル	200	155
26 スポーツ	300	76
合計	54,232	19,591

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Spain Accompanying the document Proposal for a Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, SWD/2021/147 final, pp.81-82 Table 4.6.1 より抽出 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021SC0147&qid=1624628827022>

(2) 主要な政策

スペインのデジタル化対策関連の予算規模上位 15 項目は、表 8 の通りである。

表 8. スペインの復興計画におけるデジタル化対策関連の主要な政策と進捗状況

項目 番号	内容	デジタル 化対策関 連予算 (百万ユ ーロ)	成果目標達成予定時期 (年、四半期)			
			2023 Q4	2023 Q4	2025 Q4	
C11.I1	中央官庁のデジタル変革と現代化：デジタル公共サービスの向上、公共調達管理のデジタル化、品質・効率改善、行政現代化に必要なデジタルインフラとサイバーセキュリティへ投資を行う。	960	2023 Q4	2023 Q4	2025 Q4	
C11.I2	医療制度、司法制度、公共職業安定所、インクルージョン・社会保障・移民、領事サービス等の行政分野におけるデジタル変革およびデジタルサービス開発プロジェクトへ投資を行う。	1,205	2023 Q3	2023 Q4	2023 Q4	2025 Q4
C11.I3	地方自治体、地方行政機関のデジタル変革と現代化：デジタル公共サービスの向上、公共調達管理のデジタル化、品質・効率改善、行政現代化に必要なデジタルインフラとサイバーセキュリティへ投資を行う。	1,000	2023 Q4	2025 Q2	2026 Q2	

C12.I1	アグリフード、持続可能なモビリティ、医療、商業などの戦略的産業部門における大規模で安全なデータ空間創設のための投資を行う。	400	2026 Q2				
C12.I2.	産業部門のエネルギー効率、持続可能性、デジタル化などの産業変革（中小企業および大企業）プロジェクトに対し補助金を支給する。	457	2020 Q2	2022 Q3	2022 Q4 x2	2024 Q4	2026 Q2
C13.I3	中小企業のデジタル化コスト、バリューチェーンのデジタル化プロジェクトなどに対し補助金を支給する。	3,548	2021 Q1	2022 Q4 x4	2023 Q4 x4	2024 Q4	2025 Q4
C15.I1	超高速ブロードバンド（100Mbps以上、目標 300Mbps）回線を現在接続されていない地方や歴史的な街に拡張するための投資を行う。	812	2023 Q4	2025 Q4			
C15.I2	公共医療機関、教育訓練機関、研究開発機関、回線キャパシティへの需要が高い産業・ビジネス・サイト、医療、アグリフード、モビリティ、観光、産業、商業などのセクターの革新的なデジタルプロジェクトに対し、1 Gbps の回線接続を拡張する投資を行う。	480	2023 Q4				
C15.I5	クロスボーダーのデータインフラ相互接続や海底ケーブル・プロジェクトのコンソーシアム、IPCEI などのクロスボーダー・デジタルインフラプロジェクト、クロスボーダー・デジタルインフラ研究開発革新プロジェクト等に参加するスペイン企業を支援する。	500	2023 Q2	2025 Q4			
C15.I6	主要な輸送回廊（鉄道、道路）での 5G ネットワークの展開促進、人口の 75% をカバーする 5G 展開、生産など重要経済活動に対する 5G 展開、5G と 6G に関連した研究開発に投資を行う。	1,405	2023 Q4	2025 Q4			

C15.I7	サイバーセキュリティ：市民、中小企業、専門家の能力強化、意識向上キャンペーン活動、サイバーセキュリティ産業における新しいビジネスの育成、研究開発革新活動、人材開発、サイバーセキュリティの国際ハブの創設等に投資を行う。	524	2022 Q4	2023 Q4	2023 Q4	2026 Q2
C16.R1	スペインの人工知能戦略として、人工知能に関する法的倫理的枠組みを導入すると共に、研究開発革新活動の拡大、人材開発、データ技術インフラの強化、AIのバリューチェーンへの統合等のプロジェクトへの投資を行う。	500	2020 Q3	2021 Q4	2023 Q4	2026 Q1 x2
C19.I1	スペイン人口全体のデジタルスキルを向上させるために、訓練センターのネットワークを発展させる、高齢者や脆弱な子供たちの訓練を促進する、意識向上キャンペーンを実施する等の活動に投資を行う。	735	2023 Q4	2024 Q4	2025 Q4	
C19.I2	公共教育機関において、脆弱なグループの学生へのポータブルデバイス提供によるデジタル学習へのアクセス強化、教室へのインターアクティブ・デジタルシステム導入、教員の訓練等を通じ、教育のデジタル変革を行うために投資を行う。	1,412	2021 Q4	2024 Q3	2025 Q4	
C19.I3	限られたデジタルスキルの労働者、失業者のデジタルスキルを強化して、雇用可能性を高めることに対する投資を行う。	1,256	2025 Q4			

(出所) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Spain Accompanying the document Proposal for a Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, SWD/2021/147 final, pp.101-104 Annex より抽出。内容は、REVISED ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, ST10151/21 ADD 1 REV 2 により補足。 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10150-2021-ADD-1-REV-2/en/pdf>

(3) 欧州委員会の評価

復興計画の評価の背景として、デジタル化対策に関わるスペインの状況について、欧州委員会は、次のように評価している³¹。ただし、2020年、2019年のデータを基に2021年第1四半期に行なった評価である点に留意する必要がある。

- スペインは、DESI 2020で、EU加盟國中上から第11番目であり、中位に属する³²。接続性とデジタル公共サービスは、EU平均を10ポイント以上超えており、インターネットサービスの利用も、EU平均を若干超えている。デジタル技術の統合は、EU平均で、人的資本は、EU平均より低い。
- スペインの主要な弱点は、人的資本にある。DESI 2020では28カ國中16番目であった。
- スペインのデジタル・スタートアップ企業とデジタル・スケールアップ企業に対する枠組みは、2018年から2020年の間に大幅に改善された。
- 都市と地方の間のデジタルギャップは大きいままである。
- DESI 2020のデジタル技術の統合は、28カ國中13番目であった。
- すべての中小企業、微細企業が新しいデジタル技術やAIを採用すれば、スペインはデジタル変革から大きな利益を得ることができる。
- DESI 2020のデジタル公共サービスで、スペインは、EU平均を大幅に上回り、28カ國中2番目であった。

デジタル化対策に関わるスペインの復興計画の評価として、欧州委員会は、次のようにまとめている³³。

- デジタル化対策関連の政策は、復興計画の全30項目中、21項目に含まれているが、特に4項目に集中している。
- スペインのデジタル化政策は、EUの政策と軌を一にしている。
- 都市と地方のデジタル・デバイドを埋め、5G回線の可能性を最大限に引き出すための重要な投資が含まれている。
- デジタルスキルに関する問題に対処するための重要な投資が含まれている。
- 中小企業におけるデジタル技術の統合を改善することが期待される政策が含まれており、デジタル技術の可能性を最大限に引き出し、持続的にデジタル移行に貢献すると期待されている。
- 先端デジタル技術の採用に関して、持続的にデジタル移行に貢献することが期待される政策が含まれている。
- スペインの優れたデジタル公共サービスを一層強化する政策が含まれている。
- 人工知能、5G、サイバーセキュリティに関する研究開発革新投資が含まれている。

³¹ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Spain Accompanying the document Proposal for a Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, SWD/2021/147 final, pp.18-21

³² DESI 2020におけるスペインの総合順位は、28カ國中11番目で、2021年のデータに基づくDESI2022では、スペインは、27カ國中7番目である。

³³ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Analysis of the recovery and resilience plan of Spain Accompanying the document Proposal for a Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, SWD/2021/147 final, pp.80-86

- 計画されているすべての政策の評価を考慮すると、スペインの復興計画は、デジタル移行とデジタル移行に起因する課題への対処に、大きく貢献することが期待される。

(4) 実施状況

スペインの復興計画では、計画の進捗に応じて、8回に分けて、EUから補助金を受け取るとしている³⁴。

スペインは、2021年11月12日に、第1回目の補助金100億ユーロの支払い請求を欧州委員会に対して行なった。欧州委員会は、審査の結果、2021年12月3日に、スペインの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表した³⁵。支払いは、2021年12月27日に実行された³⁶。

また、2022年4月30日に、第2回目の補助金120億ユーロの支払い請求を欧州委員会に対して行なった。欧州委員会は、審査の結果、2022年6月27日に、スペインの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表した³⁷。支払いは、2022年7月29日に実行された。

さらに、スペインは2022年11月11日、第3回目の補助金60億ユーロの支払い請求を、欧州委員会に対して行った。欧州委員会は、審査の結果、2023年2月17日に、スペインの請求が、復興計画で承認された成果目標を満たしていることを発表³⁸。支払いは今後、経済財政委員会の意見を踏まえて、欧州委員会が実行するとみられる。

デジタル化対策関連では、第2回の支払いまでに15項目の成果目標を達成しており、表8に掲載された15政策項目中では、色の付いた、2021年第1四半期までに達成される予定の成果目標3項目と、2021年第4四半期までに達成される予定の成果目標2項目が全て含まれているため、スペインの復興計画の実施は、予定通りに進んでいると言える³⁹。

³⁴ REVISED ANNEX to the Council Implementing Decision on the approval of the assessment of the recovery and resilience plan for Spain, ST10151/21 ADD 1 REV 2, pp.261-274

³⁵ Positive preliminary assessment of the satisfactory fulfilment of milestones and targets related to the first payment request of November 11 2021 submitted by Spain transmitted to the Economic and Financial Committee by the European Commission, 3 December 2021 <https://commission.europa.eu/system/files/2021-12/rrf-preliminary-assessment-1st-payment-request-spain.pdf>

³⁶ European Commission - Daily News 03/01/2022
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_22_22

³⁷ Positive preliminary assessment of the satisfactory fulfilment of milestones and targets related to the second payment request submitted by the Kingdom of Spain on 30 April 2022, transmitted to the Economic and Financial Committee by the European Commission, 27 June 2022
https://commission.europa.eu/system/files/2022-06/c_2022_4574_1_annexe_en.pdf

³⁸ NextGenerationEU: European Commission endorses positive preliminary assessment of Spain's third payment request for €6 billion under the Recovery and Resilience Facility, 17 February 2023
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_922

³⁹ The website of the European Commission: Recovery and Resilience Scoreboard – milestones and targets より

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220023>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5569

E-mail：ORD@jetro.go.jp